

令和 7 年度 上砂川町会計年度任用職員 登録募集案内

会計年度任用職員とは、1 会計年度内(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)で勤務する非常勤の地方公務員です。

上砂川町では会計年度任用職員の登録を希望する方を随時募集します。

◆ 登録から雇用まで

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を別紙「上砂川町会計年度任用職員採用登録申込書」にてご登録いただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し雇用します。

※ご登録いただいても、登録期間中に必ずしも任用されるものではありません。

※雇用を希望しなくなった場合は、登録を取り消しますので総務課総務係までご連絡ください。

◆ 登録要件について

- ・上砂川町に在住の方、または通勤可能の方
- ・専門職は国家資格等の免許取得者
- ・地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する場合は登録することができません。
 - (1)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2)上砂川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年間を経過しない人
 - (3)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆ 登録募集職種

[別表\(上砂川町会計年度任用職員の募集職種一覧\)\(PDF\)](#)

【次項へ続きます】

◆ 勤務条件等

○雇用期間

1年以内の範囲で任用課が定める期間

※雇用期間は職種によって異なります。別添「上砂川町会計年度任用職員の募集職種一覧」を参照してください。

※勤務成績が良好であると認められた場合は、翌年度も再度雇用することがあります。

○勤務形態

別添「上砂川町会計年度任用職員の募集職種一覧」を参照ください。

○休日

土・日・祝日・年末年始

※職種によって異なる場合があります。

○休暇

雇用期間に応じて、要件を満たす場合に年次有給休暇、特別休暇を付与します。

○諸手当等

期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当 等

※期末勤勉手当は、勤務形態や勤務時間等の要件を満たす場合に支給します。

○福利厚生

雇用期間や勤務時間により、要件を満たす場合は健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等が適用となります。

○服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限）

【次項へ続きます】

※パートタイム会計年度任用職員は営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

- ・兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合(兼業先との所定勤務時間の合計が本町常勤職員の標準勤務時間を上回る場合)
- ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・兼業を行うことによって本町の信用を損なうおそれがある場合

◇ 応募方法

「上砂川町会計年度任用職員採用登録申込書」をダウンロードして頂くか、または役場 2 階総務課総務係で配布しますので、必要事項を記入し、持参または郵送してください。

〒073-0292 空知郡上砂川町字上砂川町 40 番地 10

上砂川町役場 総務課総務係

☎ 0125-62-2011

◇ 申込受付期間

令和 7 年 2 月 3 日(月)から令和 7 年 2 月 21 日(金)

※受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(閉庁日は除きます)

※郵送での申込みの場合は令和 7 年 2 月 21 日(金)必着

※上記の申込受付期間以外でも登録のみ行うことは可能ですが、登録期間中に必ずしも任用されるものではありませんのでご注意ください。

◇ 問い合わせ先

○会計年度任用職員制度に関すること

上砂川町役場 総務課総務係

☎ 0125-62-2011

【次項へ続きます】

○各募集職種の業務内容等に関すること

任用課へお問い合わせください。

※各問い合わせ先は別表「上砂川町会計年度任用職員の募集職種一覧」をご参照ください。

◇ その他

- ・詳細な勤務条件等は、面接を実施する段階で説明します。
- ・この選考において提出された書類は一切返却しません。
- ・この選考において町が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。